別表第八㈠の表の備考2㈡中「特定目的信託の受益権」の次に「（社債的受益権を除く。）、社債的受益権」を、「こと」の次に「。この場合において、その配当等が租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（⑵において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の利子等に該当する場合には「（一般）」と記載すること」を加え、同表の備考2㈣を削り、同表の備考3中「添付する」を「、添付する」に改める。

別表第八㈡の表中

「

支払確定日	株数又は口数	株(口)数又は額面金額	事由
年月日	千	千株(口)又は円	

」

を

「

支払確定日	
年月日	

」

に改め、同表の備考2㈡中「、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債」を「、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権」に改め、「特定目的信託の受益権」の次に「（社債的受益権を除く。）、社債的受益権、国債、地方債、政府関係機関債、金融債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債」を加え、同表の備考2㈦を同表の備考2㈨とし、同表の備考2㈥中「租税特別措置法第37条の13第1項に規定する」を削り、「記載し、特定株式に係る対価の額にあつては「銘柄」の欄に（特）と記載した上で銘柄名を記載する」を「記載すること」に改め、同表の備考2㈥を同表の備考2㈦とし、同表の備考2㈤の次に次のように加える。

⑻　その株式等の譲渡の対価が、租税特別措置法第37条の10第3項第7号に規定する同族会社から支払を受けるものであり、かつ、同条第1項の規定の適用の対象とならないものである場合には、「摘要」の欄に「租税特別措置法第37条の10第3項第7号により総合課税適用分」と記載すること。

別表第八㈢の表の備考2㈣を同表の備考2㈥とし、同表の備考2㈢を同表の備考2㈤とし、同表の備考2㈡の次に次のように加える。

⑶　「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「銘柄」の欄には、その株式等の銘柄のほか、その株式等の譲渡の対価が、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「（1）」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「（2）」と、同法第37条の10第1項に規定する一般株式等の譲渡に係るものである場合には「（3）」と、同法第37条の13の2第4項又は第7項の規定の適用がある同法第37条の13第1項に規定する特定株式（以下この表において「特定株式」という。）の譲渡に係るものである場合には「（4）」と記載すること。

⑷　「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「事由」の欄には、譲渡、解約、償還、買入消却のように記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第六㈠の改正規定並びに附則第五条第二項及び第三項の規定　平成二十六年一月一日

二　附則第三条の規定　平成二十七年一月一日

（還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第五十三条（還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項）の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項の特例）

第三条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）附則第六条（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）の規定又は所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十五号）附則第五条第一項（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）の規定の適用がある場合における改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第百四十二条第一項（純損失の繰戻しによる還付の手続等）に規定する還付請求書には、同項に規定する事項（新規則第五十四条第一項第二号（純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項）に掲げる事項を除く。）のほか、平成二十六年分の同号に規定する総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額に係る改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二編第三章第一節（税率）の規定及び旧法第百六十五条（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定を適用して計算した所得税の額を記載しなければならない。

（支払調書の提出等に関する経過措置）

第四条　新規則第八十二条第二項第一号（利子等の支払調書）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払の確定する同条第一項に規定する利子等について適用し、施行日前に支払の確定した改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第八十二条第一項（利子等の支払調書）に規定する利子等については、なお従前の例による。